（官許郵便物認可）　（本號八頁）　明治二十四年一月十四日

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百九十九號
明治廿四年一月十四日（庚子）水曜日
舊曆庚寅十二月四日
日出午前六時五十二分　入午後四時四十八分
月出午前九時四十三分　入午後九時
滿潮午前七時五十二分　午後八時十七分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價

時事報新へ一年三百六十五日一日も休刊セス其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ニテ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字壱四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は郵送せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで郵送を差控へ居り候事にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を郵送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價郵送料共相濟候體に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日丑に大祭祀日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

大功名を謀る可し

丈夫世に處して功名の志あらざるものなしと雖も其生や不幸、時に逢はず空しく志を抱て死するもの古來その數を知る可らず幸にして千載の時に會し且つ其技倆を現はす可きの地位に在りながら區々たる私情の拘束を脱するの勇なく遂に志を得る能はずして再び逢ふ可らざるの一生を不平の中に了するに至りては遺憾殊に甚しからざるを得ず我輩を以て今の政治家を見るに民間に在る後進のものは姑く措き維新以來政治の局に當りて殊勝今代の第一流と稱する人々の中には銘々夫れ〳〵の技倆を備へて然かも千載の一時に際し十分に其志を遂ふす可きの地位に在るにも拘らず實際に事業の見る可きもの割合に少きが如し或は其名譽の甚だ盛にして得々の外觀あるを望み見て頻りに之を羨ひ者も多しと雖も斯の如きは凡俗の見にして若しも親しく當局の人に接して其眞情を叩きたらば銘々不平を訴ふるのみにして眞實に得意のものは一人もある可らず其然る所以のものは何ぞや當局の政治家は唯一人のみならずして何れも功名の志あらざる者はなく我に其志あれば彼も亦其志なきを得ず甲乙丙丁互に志を得んとして相競ふの極は互に衝突して互に不平を免れず即ち政治家中、常に離散離合の變多く實際に得意の者あき所以にして世人の認めて政府の大事業と爲す所のものにても其實は衝突不平の間より端あく生じたるものも少かからず彼の國會開設の一事とても單に此一點より觀察すれば亦意外の結果あるやも圖る可らざるが如く政治家の胸中に小功名の私情を脱せざる限りは眞實得意の日は遂に來らずして遠大の大功名は到底望む可らざるものと覺悟せざるを得ず昔し毅公秀吉が天下を掌握して更に海外の明韓二國までも一に併せんとするの大志を抱くに當りては先づ心を屈して德川家康を招き肝膽を披て之と事を與にしたるは大功名の爲めに私情を捨てたるものにして又其家康が關ヶ原の一戰に子孫二百五十餘年の基を開くに當りては平生の恩讐を問はずして廣く東西の諸侯に結びたるが如きも是亦豐公の故智を學びたるものに外ならず平和の功名も亦戰爭の功名に異あらずして苟も功名の大に志するものは先づ其私情を捨て〻人と共にするの餘裕あかる可らず若しも今の政治家中三四の人々が互に私情を忍び隱然相軋るの弊を脱して政治の局面をば其共有物と心得表面には其中の何人が最上の地位に位するも內實は數人共同の實を全ふして共に其局面に當らば今後政治の事は猶ほ大に爲す可きものあきにあらず彼の條約改正の如き當局者が幾年間の努力の結果は單に兩回の失敗を重ねたるに過ぎざれども內に私情の拘束あくして當局者の運動自由自在と爲れば條約改正は勿論其他の事に至りても力を勞するゐと少あくして功は却て之に倍するの結果あるべし願ふに維新以來政治家の事業は少あからずと雖も我輩の所見を以てすれば眞に國家永遠の大計として他年後世に傳ふ可きものは僅に指を屈する程ありと云はざるを得ず而して政治上紛紜の事情より間接の影響を受けて冥々の中に國運の發達進歩を妨げたるの事例もあきにあらざれば後の歷史上の差引勘定に於ては今の政治家の功過は全く平均して一物を遺さゞるの奇觀あるやも知る可らず人生は草露の如く其消滅するや朝を終へず私情に懇々として互に小功名を角するときは終生營々得意の時はあらざるのみあらず得失離合の間に生を送りて事業の身後に傳ふるものあく一代の政治家として素志に負くみと少あからざる可し今や國會の開け民間後進の政治家も頗る成長して政治上に老壯交代の時機次第に切迫する此時に當り先輩の政治家たるものは自から省みて前圖を改め一身の爲め國家の爲めに最後の大功名を謀るの覺悟肝要ある可し

官報

〇司法省告示第三號

山口地方裁判所管內岩國區裁判所高森出張所柳井津區裁判所平生出張所赤間關區裁判所黑井出張所明治二十四年一月二十日ヨリ開廳ス

明治廿四年一月十三日　司法大臣伯爵大木喬任

〇司法省告示第四號

前橋地方裁判所管內前橋區裁判所大胡出張所沼田區裁判所東出張所廣嶋地方裁判所管內廣嶋區裁判所祇園海田市、各出張所吳區裁判所倉橋嶋出張所竹原區裁判所西條出張所尾道區裁判所松永出張所福山區裁判所鞆出張所山口地方裁判所管內德山區裁判所須須萬本郷出張所萩區裁判所德佐中出張所明治二十四年一月十五日ヨリ開廳ス

明治廿四年一月十三日　司法大臣伯爵大木喬任

〇就縛謝知　神戸長崎より清國屋門を經てマニラに到る新航路開始のため仕價四週間の豫定にて昨年十二月二十七日神戸より汽船致寶丸を試航せしめ復航は新客の都合に依り遠洲打殉に寄泊せしむる筈日本郵船會社より屆出でたり（報知新聞）

雜報

〇伊國製糸の模擬　農商務省編成の蠶種檢査法案を見るや頻りに之に對して不平を唱へ東奔西走して全廢論を主張する者あれど支那は勿論例外として伊太利に於ける製種の模樣あど聞くときは隨分日本蠶種製造の不十分にして檢査法實施の止む可からざるを合點するみともあるべしと云ふ伊國に於ては其繭絲の產出高は殆んど日本と同類なれども蠶種家は自然淘汰の道理より信用薄き者漸次に消滅して今は唯百二十戶の大製種家あり一戶にて少きも二十の顯微鏡を備へ多きは五六百箇を所持し居れり斯る次第あれば所謂數にあるすの理屈にて廉價に精良なる蠶種を製造し得べく其手數の如き實に周密を極めたり即ち其大要を記せば先づ冬期に至り兼て麻布の類に生ずせある種を布より落し之を二重に張りたる網の下段に入れ下より器械を以て水を注ぎ上ぐれば種は悉皆水に洗はれて汚毒を去り其中秤とおりて輕き種は浮んで上段の網に出づべし此種總て流れ去り殘るは至て精良なるものゝみ斯くて之を庫中に圍ひ始終氷を以て之を冷し寒暖計を備へ置きて常に溫度を一定せしめ漸く春に至り發生間近とあるに及び順次に庫中の溫度を加へ最後に外氣と同一にありたるとき之を取出すとゝおすよし既に製種は信用ある一定の家に限り所謂老舗の暖簾に對して粗製濫造など決して爲さず何れも前述の如き手續を經て製造するものあれば規則立ちたる檢査法を布くの必要は更に之れあきみとなれど日本の如く泐資の蠶蠶家が造作もあく新に製種家と成り立派に其種を賣り盡し得るの國柄ある上一般の人民未だ檢査の必要を知らざる有樣にては放任主義は氣遣はしきみとあり且又伊國に於てはパトリの蠶蠶講究所あるものありて全國に九十二箇所の傳習所を設け學說と實驗とを以て製種蠶蠶の方法を講究し居り其指定する所は製種家決して等閑に附し去る能はず常に改良に怠らざるなり何とあれば同國にありては製種の購買者も又無智の小民あるなく全國五十萬の養蠶家中多くは皆小作人にして地主より蠶種の供給を仰ぎ之を飼育して地主と利益を分つもの故蠶種の購買者は小數の地主に止まり一名にて多きは三千オンス少きも二百五十オンスを購入する程あれば蠶種に對する注意極めて綿密にして粗製品あど決して販路を見出し得べからず製種家は常に饒ふて改良の方法を求めざるを得ざるあり右の如き有樣なれば其收繭も至て多く日本にては種一枚に付凡そ五斗二升の繭を獲べしと雖も伊國にては一オンス（西洋にては種の賣買に量目を以てす一オンスの種は先づ我一枚に相當せり）に付殆んど一石二斗の收繭ありて實に日本種の二倍に當れり斯れは本邦の當業者は製種事業の不規則ある今日倩々外國の事例を考へて大に省みる所あるべきものありと當局者の物語

〇生絲直輸出業の前途　我生絲の販路は年々歲々非常の進歩を以て米國に開け行き現に一大好得意たるが上にも前途尙ほ甚だ望み多きみと疑ふべきにあらず既に彼との取引益々頻繁あるに隨ひ彼地の事情を審かにして掛引上常に後れを取らざるを務め一方には大に直輸出業を奬勵するみと肝要あり回顧すれば去る明治二三年の頃我生絲の始めて米國に輸出したる折節は太く其粗製を以て擯斥せられ一旦は彼地に向て輸出を斷ちたる程ありしが爾來官民一般に生絲改良の聲頻に起り續て富岡前橋二工場はるゝに至り明治廿四年の今日に至めて之を米國に送り顧に挽回の勢を示ルを均一にし又加へ時に同察は十分の間に益れば生絲直輸出の發達生絲改良の進歩を爲す年には九千五百二年には二萬三百絲賣易の盛あるに不得策あるを唱へ明治十三四年頃は横濱に同伸會社創設を見るに至るものの起て此等産業たるを以て中に用の適否を研究し消費者と製產者へたるみと隱れもらず間接の利益を からざりしを知るを執り殊に其織物入の織物に對して に其機業を盛大なる增加せしめたる者盛あれば一層我輩是れ他あし横濱取を擴張し成る丈生きを計るのみあらず時に流行に依て生道せしむる事も甚だ〇日本製茶會社を得て既に假本社に定款に不都合の を行ひ更らに組織に開く事とあり來央會議所に於て臨が全體同會社の成込みたる事情もあり官吏を社長とせんと擧げて社長にせんと論派も自ら二派たらしめんとするもあり現に先頃社の二氏最も高點あり大谷氏を以て社長として斷然之を辭し種々の原因もあり該社の整理上たるものなるべし株主總會を開き役西地方の株主が其り推撰せんと欲す下せば今回の社長又社長以下の役員